

## ○戸田市市民パブリック・コメント制度要綱

平成14年11月8日

告示第161号

改正 平成16年10月26日告示第171号

平成20年3月26日告示第49号

平成22年5月31日告示第105号

平成26年3月31日告示第73号

平成26年7月24日告示第207号

平成28年3月30日告示第61号

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の生活に大きな影響を及ぼす施策等の立案について市民だれもが意見を述べることができる機会を保障し、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図るため、戸田市市民パブリック・コメント制度（以下「パブリック・コメント制度」という。）を設け、もって公正で民主的な開かれた市政を推進することを目的とする。

### (定義等)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の施策等立案の過程において、その立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表するこれら一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

4 パブリック・コメント制度は、市の施策等の立案に対して市民の賛否を問うために行うものではない。

### (対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な施策等（以下「対象施策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
  - ア 市の基本的な制度を定める条例
  - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
  - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等の制定又は改廃
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の制定又は改定
- (5) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、対象施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、この要綱に定める手続を行わないことができる。

- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 金銭徴収に関する条例案の場合
- (5) 意見を聴取する手続が、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等に別段の定めがある場合。ただし、本号に該当する場合においても、可能な限りこの要綱に定める手続に沿ったものとなるよう努めるものとする。

（案の公表）

第4条 実施機関は、対象施策等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に対象施策等の案を公表する。

2 前項の規定により対象施策等の案の公表を行うときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 対象施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 対象施策等の案の概要
- (3) 対象施策等の案に関連する次の資料
  - ア 根拠法令
  - イ 計画等の策定又は改定にあつては、上位の計画等の概要

- ウ 対象施策等の案の実施により生ずると予測される影響の程度、範囲等
- エ 対象施策等の案を立案するに際して整理した論点
- オ その他必要な資料

(案の公表方法)

第5条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市政情報室、戸田公園駅前行政センター、福祉センター、笹目コミュニティセンター、新曽南多世代交流館、上戸田地域交流センター及び対象施策等を所管する課等の事務所における閲覧及び配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が適当と認めるもの

(意見の提出期間)

第6条 実施機関は、市民等が意見を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、30日以上意見の提出期間を定め、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

(意見の提出方法)

第7条 実施機関は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を活用することとし、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

- 2 意見を提出しようとする市民等は、意見を提出する際に、住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければならない。

(意見の取扱い等)

第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して対象施策等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは意思決定後の対象施策等、提出された意見及びこれに対する市の考え方並びに案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。
- 3 提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 第5条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(戸田市市民パブリック・コメント制度運営委員会)

第9条 パブリック・コメント制度の適切な運用を図るため、戸田市市民パブリック・コメント制度運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) パブリック・コメント制度の運用状況の把握と総合的な調整
- (2) その他パブリック・コメント制度の適切な運用を図るために必要な業務（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年告示第171号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第49号）

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

附 則（平成22年告示第105号）

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成26年告示第73号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第207号）

この告示は、平成26年7月24日から施行する。

附 則（平成28年告示第61号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。